

# 県内死亡野鳥における鳥インフルエンザ 遺伝子検査陽性について

発表日 令和7年12月1日 15時  
所 属 奈良県食農部 農業水産振興課 畜産課  
担 当 農業水産振興課 安川・福西  
畜産課 中西・小渡  
0742-27-7480(内線 63388)  
0742-27-7450(内線 63433)

## (1) 概要

令和7年11月19日、桜井市にてマガモ1羽の死亡個体を回収しました。即日、家畜保健衛生所において簡易検査を実施（結果陰性）、その後国立研究開発法人国立環境研究所に検査サンプルを送付し11月28日に遺伝子検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が出ました。

県内にて野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生が疑われる事例として、今後、国立研究開発法人国立環境研究所が本事例について病原性検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザであるか否かを確認します。検査結果の判明時期は現在未定。

遺伝子検査でA型鳥インフルエンザウイルスが検出された段階であるため、病原性は未確定であり、高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されたわけではありません。検査の結果、陰性となる可能性もあります。

## (2) 検査結果を受けた対応について

### 〈野鳥対応〉

- 環境省により回収地点から周辺10km圏内が「野鳥監視重点区域」に指定され、野鳥監視を強化
- 「野鳥監視重点区域」において巡回観察を強化、それに伴う死亡野鳥の回収を実施

### 〈家きん飼養者対応〉

- 半径3kmの県内家きん飼養者2戸について、電話により飼養状況の聞き取りを行い、異常のないことを確認（11月29日）
- 県内家きん飼養者（112戸）に情報提供（11月29日）

### 【野鳥との接し方について】

- 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場にご連絡ください。
- 死亡した野鳥など野生動物の死亡個体を片付ける際には、素手で直接触らず、使い捨て手袋等を使用してください。
- 日常生活において野鳥など野生動物の排泄物等に触れた後には、手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありません。
- 野鳥の糞が靴の裏や車両に付くことにより、鳥インフルエンザウイルスが他の地域へ運ばれることがありますので、野鳥に近づきすぎないようにしてください。特に、靴で糞を踏まないように十分注意して、必要に応じて消毒を行ってください。
- 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえようとするのは避けてください。